

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長 (国税 8 所得税：他、法人税：義)																																																												
2	要望の内容	医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから 2 年以内のもの)を取得した場合に、取得価格の 12%の特別償却が現行認められているが、この制度を平成 25 年度以降も延長すること。 (租税特別措置法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号、第 45 条の 2 第 1 項第 1 号、第 68 条の 29 第 1 項第 1 号)																																																												
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課																																																												
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月																																																												
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 54 年創設以降償却率・取得価格の下限を見直しながら 2 年毎の延長。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>償却率</th> <th>取得価格の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和 54 年(創設)</td><td>25%</td><td>800 千円</td></tr> <tr><td>昭和 56 年</td><td>20%</td><td>1,100 千円</td></tr> <tr><td>昭和 58 年</td><td>18%</td><td>1,400 千円</td></tr> <tr><td>昭和 60 年</td><td>16%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>昭和 62 年</td><td>同上</td><td>1,600 千円</td></tr> <tr><td>平成元年</td><td>15%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成3年</td><td>同上</td><td>1,800 千円</td></tr> <tr><td>平成4年</td><td>同上</td><td>2,000 千円</td></tr> <tr><td>平成5年</td><td>同上</td><td>2,200 千円</td></tr> <tr><td>平成6年</td><td>14%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>12%</td><td>2,400 千円</td></tr> <tr><td>平成9年</td><td>14%</td><td>4,000 千円</td></tr> <tr><td>平成 11 年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 13 年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 15 年</td><td>同上</td><td>5,000 千円</td></tr> <tr><td>平成 17 年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 19 年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 21 年 ※</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 23 年 ※</td><td>12%</td><td>同上 千円</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 1 平成 21 年延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから 2 年以内のものに限定。 ※ 2 平成 23 年延長においては、償却率の見直しと併せて、対象とする機器の見直しも実施。</p>	年度	償却率	取得価格の下限	昭和 54 年(創設)	25%	800 千円	昭和 56 年	20%	1,100 千円	昭和 58 年	18%	1,400 千円	昭和 60 年	16%	同上 千円	昭和 62 年	同上	1,600 千円	平成元年	15%	同上 千円	平成3年	同上	1,800 千円	平成4年	同上	2,000 千円	平成5年	同上	2,200 千円	平成6年	14%	同上 千円	平成7年	12%	2,400 千円	平成9年	14%	4,000 千円	平成 11 年	同上	同上 千円	平成 13 年	同上	同上 千円	平成 15 年	同上	5,000 千円	平成 17 年	同上	同上 千円	平成 19 年	同上	同上 千円	平成 21 年 ※	同上	同上 千円	平成 23 年 ※	12%	同上 千円
年度	償却率	取得価格の下限																																																												
昭和 54 年(創設)	25%	800 千円																																																												
昭和 56 年	20%	1,100 千円																																																												
昭和 58 年	18%	1,400 千円																																																												
昭和 60 年	16%	同上 千円																																																												
昭和 62 年	同上	1,600 千円																																																												
平成元年	15%	同上 千円																																																												
平成3年	同上	1,800 千円																																																												
平成4年	同上	2,000 千円																																																												
平成5年	同上	2,200 千円																																																												
平成6年	14%	同上 千円																																																												
平成7年	12%	2,400 千円																																																												
平成9年	14%	4,000 千円																																																												
平成 11 年	同上	同上 千円																																																												
平成 13 年	同上	同上 千円																																																												
平成 15 年	同上	5,000 千円																																																												
平成 17 年	同上	同上 千円																																																												
平成 19 年	同上	同上 千円																																																												
平成 21 年 ※	同上	同上 千円																																																												
平成 23 年 ※	12%	同上 千円																																																												

6	適用又は延長期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 医学医術の進歩に即応した近代的な医療用機器を広く普及させ、医療用機器の整備促進を図ることにより、良質な医療を提供する。</p> <p>《政策目的の根拠》 医療法においては、国民の健康の保持に寄与するため、国の責務として、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標 I) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標 1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標 1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 医学医術の進歩に即応した近代的な医療用機器を広く普及させ、医療用機器の整備促進を図ることにより、高度な医療を提供する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療機器購入金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 医療機関における近代的な医療用機器の普及及び医療用機器の整備促進を図ることにより、医学医術の進歩に即応した高度な医療を適時に国民に提供することができるようになり、良質かつ適切な医療が効率的に提供される体制が整備できる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>租税特別措置の適用実績は把握ができないため、租税特別措置の対象となる高額医療機器の国内出荷額を記載。 平成 21 年度 545,446 百万円 平成 22 年度 475,648 百万円 ※「薬事工業生産動態統計」「医療機器産業実態調査」「商業統計」から推計</p>
		② 減収額	<p>平成 24 年度 13,700 百万円の内数 * 財務省「租税特別措置法の規定による増減収額試算」より</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 19～22 年度) 近代的な医療用機器を導入したことにより、病巣の早期発見、早期治療につながるなど、良質な医療を提供できている。</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 21～22 年度） 対象となる高額医療機器総額を記載。 平成 21 年度 545,446 百万円 平成 22 年度 475,648 百万円 ※「薬事工業生産動態統計」「医療機器産業実態調査」「商業統計」から推計</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 高性能な医療機器の普及が遅れ、より良質な医療の提供に支障が出る。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 国民に高度かつ最新の医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する必要があり、医療機関による導入等を促進するためには、経費負担の軽減が効果的である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国民に高度かつ最新の医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する必要があり、医療機関による導入等を促進するためには、経費負担の軽減が効果的である。一定金額以上の高額医療機器購入者に対し、幅広く支援を行うために、税制による優遇措置を行うことが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—